

第 1 7 回
政策評価に関する有識者会議

2 0 1 0 年 3 月 1 7 日

金融庁 総務企画局政策課

午後2時30分 開会

○河内政策評価室長 それでは、皆様方ご参集頂きましたので、ただいまから第17回政策評価に関する有識者会議を始めさせて頂きたいと思います。

皆様方、本日はご多忙のところお集まり頂きまして、どうもありがとうございます。

本日、神作委員はご都合によりご欠席というご連絡を頂いております。また、吉野委員は3時過ぎにご到着予定というふうに伺っております。

それでは、本日の議事進行につきまして、片田座長にお願いしてございますので、進行のほど、よろしくお願いいたします。

○片田座長 本日は皆様ご多忙中のところご参集くださいまして、ありがとうございます。

本日は議事次第に従いまして、平成22年金融庁政策評価実施計画（案）について、まず事務局より説明を受けまして、その後皆様方のご意見をお伺いしたいと存じております。

○河内政策評価室長 それでは、平成22年度金融庁政策評価実施計画（案）につきまして、お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

A4の縦長の紙とA3の大きな紙というのがお手元におありかと思いますけれども、このA4のほうの紙が本体でございますが、なかなか大部にわたるものですから、お時間の関係もございますので、A3の横長の大きな紙に従いまして簡単にご説明をさせていただきます。

今回ご案内のとおり、政策評価、昨年末に選挙がございまして政権が代わりましてからの初めての新たな政策評価の内容の設定ということになります。けれども、政策評価につきましてはそのベースとなります複数年度にわたります基本計画というものを設定することになっておりまして、金融庁につきましては、平成20年度を初年度といたします3年9ヶ月にわたる基本計画というものがベースにございます。これに基づきまして毎年毎年の主な事務事業を設定しているところでございます。

この大きな紙の左側に網掛けをしておらない白い部分がございまして、こちらが平成20年7月に設定いたしましたベースとなります複数年度にわたります基本計画でございます。3本柱になっておりまして、金融機能の安定の確保、預金者、保険契約者、投資者等の保護、それから3ページ目をめくって頂きますと、円滑な金融等という項目がございまして、この3本の柱を施策目標、施策という形にブレークダウンいたしまして、この網掛けの部分が今回単年度、平成22年度の単年度におきまして設定しようと考えておる主な事務事業の案でございます。金融行政の性質にかんがみまして毎年毎年大幅な変化が生ずるという性質のものでもございませぬので、基本的に前年度の主な事務事業に必要なものをつけ加え、あるいは必要でなくなった

ものを取り除きという作業をしておるところでございます。

来年度につきましては、例えば新たにつけ加わったところを中心にご説明させていただきます。ご案内のとおり、中小企業金融円滑化法が議論され、施行されているところでございますけれども、例えばこの一番上の施策の固まりのところですが、金融機関をめぐる状況の変化に対応した効果的・効率的なオフサイド・モニタリングの実施というのが左から3番目の施策のブレークダウンのところでございます。その⑥のところに中小企業金融円滑化法の適切な運用とありまして、法の施行ですとか金融検査マニュアルや監督指針の改訂といった措置を踏まえまして適切にフォローアップをしていくというところを新たにつけ加えておるところでございます。

あるいはその下の金融機関を巡る状況の変化に対応した効果的・効率的な検査の実施という施策のもとでの網掛けのところですが、内外の金融実態に応じた的確な金融検査の実施といったものもこの金融危機を踏まえました内外での議論を踏まえた適切な措置を行っていくという意味で内容をつけ加えておるところでございます。

あと、申し遅れましたが、右側のほうにはこの達成目標と並びまして測定指標、それから参考指標というのを設けてございます。測定指標というのはこの金融庁の取組みができるだけ直接的にその指標に何か反映されるような性質のものは測定指標としてできるだけ設定していく、参考指標というのは直接的に何か指標に影響を与え得るような施策ではないけれども、間接的にその指標の動きが参考になるのではないかというようなものを分類しまして、参考指標のほうに載せておるところでございます。

あとは1本目の柱では、施策の下から2つ目の固まりの国際的な金融監督のルール策定への貢献、このあたりにも来年度に向けまして新しいものをつけ加えております。①に国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等というものを記述してございますけれども、今般の金融危機を受けまして国際的にもいろいろな議論が進んでおりますけれども、そういった議論に引き続き参加しつつ貢献していくというような内容を掲げております。

1ページ目の下の部分の預金者、保険契約者、投資者保護という2つ目の柱でございますが、今年度の事務事業、一番上の①、②、③、投資者保護の確保でありますとか、あるいは改正貸金業法の施行に向けまして適切かつ円滑な施行に向けた準備、あるいは共済事業の規制のあり方に係る検討、このあたりが当面22年度に向けまして新たに金融庁として重点的に取り組むべき課題という認識のもとに今回つけ加えているところでございます。

2ページ目にいって頂まして、この2つ目の柱の施策目標のⅡ.の公正、透明な市場を確

立し維持すること、この部分におきましては特にご説明すべきものとしましては、四角の下から3番目のところに（3）市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着というのがございまして、②のところに上場企業等のコーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取組みという事務事業を新たに盛り込んでいるところでございます。あるいはその一番下の四角の、公認会計士監査の充実・強化のところでも例えば②ですが、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督等、ここも内容を付け加えたところでございます。

3ページ目について頂きますと、これは3本目の柱、円滑な金融でございます。施策目標としましては1. 活力のある市場を構築すること、2. 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること、という施策目標に分けておるところでございまして、具体的な施策としましては、1. については（1）から（4）、2. につきましては（1）、（2）という形になっておるところでございしますが、例えば上から2つ目、決済システム等の整備・定着、来年度に向けましてはこの部分を若干重点的に記載しております。店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた取組み、国債取引、貸株取引等の証券決済、清算態勢の強化に向けた取組み等でございます。

下の部分の金融サービス業の創意工夫のところですが、こちらにも一番下の四角の①の部分にまた中小企業金融円滑化法が出てまいります、もちろん円滑な金融という柱の下でもこの法律の適切な運用というのは大変重要な事務事業でございますのでこちらに記載しておるところでございます。

おめくり頂まして、3本目の柱の続きでございますが、3. としましては金融の円滑を図るためのよりよい規制環境、ベター・レギュレーションを実現すること、こちらにつきましては昨年を引き続きまして引き続き着実に取り組んでいくという形で事務事業を掲げておるところでございます。

その下に業務支援基盤整備に係る施策というのがございますが、こちらは例年金融行政そのものの施策、あるいはその目標を設定するというよりはその基盤を整備していくための施策を具体的に目標として、あるいは図るべき指標として掲げているところでございます。具体的には、人的資源の面での基盤整備、それから情報システム、情報インフラといった面での基盤整備の取組みを掲げているところでございまして、こちらにつきましても今年度を引き続きまして、来年度に向けても引き続き着実に実行していくという形で目標設定あるいは測定指標、参考指標の設定をしているところでございます。

以上が、雑駁ではございますけれども、来年度に向けました22年度の実施計画（案）でござ

います。先生方の忌憚なきご意見を頂ければ幸いです。以上でございます。

○片田座長 どうもありがとうございました。

それでは、各委員からご意見を承るわけですが、最初に3名の方、まず富田先生からお願いいたします。

○富田委員 まず最初に、15ページですね、こちらのA4のほうの15ページに国際的な金融監督のルール策定等への貢献という項目がございます。そこに目標設定の考え方といたしまして、戦略的見地から積極的に参加というふうにございます。私まさにそのとおりだと思います。大塚副大臣も、国益を踏まえた戦略的な交渉が不可欠というふうにおっしゃられているようです。

その観点でこの実施の内容がこの15ページの下にあるんですけれども、ながめてみますと、そうした我が国として踏まえるべき国益とかその実現のための戦略というのがちょっと読み取れないというか、実施計画でその手の内を明かすようなことになってしまっただけでは元も子もないのかもしれませんが、基本観といった程度であれば書いてもいいのではないかとこのように思います。それは金融機関の銀行の自己資本比率規制の強化がもたらす問題とか、あるいは経済回復のためにその資本市場の機能強化が必要な中におきまして、例えば証券化商品に関する資本規制強化といったような問題をどう考えていくかということでもあるんですけれども。そうした観点が戦略的な見地から積極的に参加する場合には重要ではないかというふうに思います。

それから2点目は、1枚先に17ページがありまして、アジア域内の金融資本市場の整備への協力等の項目でございます。目標設定の考え方のところ、他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供及び金融機関自ら他のアジア諸国における積極的な事業展開を支援するとございます。ただ、これも実施内容のところ、それに該当するような内容というのが伺えないように思います。これは、アジア諸国におけます、あるいは途上国におけますインフラ整備なんかの事例を見ておきますと、官民協調で海外の大型プロジェクトを受注しようという動き等がよく報ぜられております。金融におきましても官民の連携プレーで市場開放を強力に進めていくという観点も重要ではないかというふうに思います。

それからもう1点、今度は47ページの先ほど事務局よりご紹介ありました中小企業金融の観点でございます。円滑化に係る部分であります。これも目標設定に書かれてありますように、民間金融がリスクを負担して、安定的な資金供給を維持、拡大していくような環境づくりが必要であります。一方で、信用保証協会の保証というのが付されておきまして、それが大きな役割を果たしているように見られます。その両者があいまって中小企業金融の円滑化というもの

が図られているようにも思われるんですけども、この信用保証協会への保証というのは当然大きな国民負担を伴うものでありますが、中小企業庁の予算であって、あまり金融庁としてコストの認識があられるのかどうかということはよくわかりませんでして、ベネフィットはまさにここにありますように、企業金融の円滑化を測る尺度で測れたとしましても、コストをどのように認識していくのかという観点が必要だと思います。

また、去年の夏にも指摘させて頂いたんですけども、保証協会の保証というのが地域金融、リレーションシップバンキングに与える影響をどのように考えるか。特に大手が保証をつけて地域金融に大きな影響を与えているというふうなことを聞くものでございまして、こうした保証協会の保証というのがリレーションシップバンキングにどういう影響を与えているかということも調査しておく必要があるのではないかというふうに思います。

私より、以上3点でございます。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、島崎委員のほうからお願いしたいと思います。

○島崎委員 今の富田委員とページがだぶるところもあるんですけども。私のほうからはまず15ページのところの国際的な金融監督のルール策定等への貢献ということで、まずこの目標設定の考え方のところの言葉で、国際的な金融監督のルール作り等に「受身ではなく」と、極めて当たり前なので、あえてこの受身ではなくというのは、金融庁の今までの姿勢の反省からこういう言葉が出てきているのかどうかわかりませんが、この戦略的に積極的に参加していくことが重要だと、このとおりだと思うんですが、その前のところに入っているのが何となく気になっていまして。こういう言葉がいるのかなとちょっと思ったわけです。あえて入れた理由があれば教えて頂きたいと思います。

そこで、測定の指標のところでも2つポツありますけれども、私は積極的に参加をして提言をしていくということからすると、日本がいろいろこういうルール策定においていろいろな提案をしていったものがどれだけそういう国際的な場で通すことができたのかとか、やはりそういうところが1つ評価としては重要なのではないのかなと思いますので、何かそういう観点もこの参考指標の中に入れて頂くとより具体的に成果というのがわかりやすいのではないのかなとこう思いました。

それから、これも今富田委員とだぶりますが、17ページのところでございましてけれどもこれはまさに今回の政権もサステナブルグロースということで考えれば、アジア域内での成長にいかに取り組むかということなので、この観点は非常に大事なポイントだと思うんです。ここ

で目標設定の考え方の真ん中あたりに他のアジア諸国で事業を行う企業への適切な金融サービスの提供と、あとは自ら行う事業ですね。例えば一般の事業会社がアジアでビジネスを行っていくときに、日本の金融機関がそういうビジネスに対してどういうサービスをできるか、こういうことを言っているのか、ここのところの意味がちょっと。私は必ずしも今日本の金融機関が十分じゃないという思いで申し上げているわけで。以前議論ありましたけれども、JBIC等の公的なところのサポートというのがますます重要になってきていると思いますが、そういう中で日本の金融機関がこの1年随分増資をして体力を回復したというのか充実させてきたと。それで国際業務をどんどんやっていこうという中で、この一般の事業会社がアジアでいろいろな事業を行っていく、リスクをとって事業を行っていくときにどういう形でサポートできているのか、その辺のところは金融庁として今現在どういう評価をして、今後どういう方向にここをもっていきたいと、いくべきなのかと、この辺のところがわかればちょっと教えて頂きたいと思います。

それで、具体的にそれじゃあ成果として次の年にこういうことができたからこれは評価するしないということになるんだろうなと思うんですが。この辺のところの目標設定のところの整理がもう少し具体的に欲しいなここは思いました。

それから、43ページのところの専門性の高い人材の育成等ということで、平成22年度の事務事業として3つ掲げていますが。この②の公認会計士試験の実施の改善ということで再掲されていますけれども。実施内容の後段のほうに、さらに幅広い人々が受験するよう云々と、全国の大学等において講演を行うなど、引き続き広報の強化に努めると。私はどなたがどのぐらいの頻度でこういうことをやって、例えば受験生の意識がどう変わったのかとか、そういうような話を聞いたことがちょっとあまりありませんので、これは実際どの程度されているのか、これからしようとしているのか、この辺のあたりをもう少しご説明頂ければと思います。

以上、3点です。

○片田座長 ありがとうございます。

では、翁先生、お願いします。

○翁委員 何点かコメントがあるんですけども、まず10ページのところですが、今後金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的オフサイド・モニタリングの実施というところの①で市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応ということで具体的に実施内容が書いてございます。具体的に今どんなレベルのところまでそういった体制がとれていて、今年度具体的にどういうところまでやろうとしているのか、このあたりについて少し具体的に教えて頂き

たいというように思っておりますのがまず1点目でございます。

それから、2点目は15ページでございますけれども、これも皆様がおっしゃったところで、国際的な金融監督ルール策定への貢献ということで、これやはり今年度も非常に重要な課題だと思っております。これはやはり戦略的にというところの具体的な内容にもかかわるんですけれども、やはりこれはミクロプルーデンスというか、ミクロのレベルで規制をレベルアップしていくということと同時に、規制がどのような影響を市場やマクロ経済に与えるのかというマクロプルーデンスといった全体的な観点では是非こういった議論に、これまでもそのように取り組まれていたと思うんですけれども、日本として貢献して頂きたいなというように思っております。これが2点目でございます。

それから、3点目ですけれども、預金者、保険契約者、投資者の保護で、19ページのところで、金融実態に則した利用者保護ルールの整備というところで、金融ADRについて20ページのところで触れてありまして、改正金商法で10月から金融ADRができるようになるということだと承知しているんですけれども、もうたしか既に証券金融商品あっせん相談センターとか少し横串でそういったADRの場、ADRというか裁判外紛争処理の場ができつつあるので、そういったところについてもこの参考指標のところでどういう状況になっているかというところをフォローして頂ければというように思っております。

それから、31ページでございますけれども、市場の公正性・透明性の確保というところで、今も議論になっていきますけれども、一昨年に上場企業のコーポレート・ガバナンス強化への取組みということで金融審議会からもスタディグループから報告が出ておりまして、恐らくこれに沿った形でコーポレート・ガバナンス強化への取組みというのが実施されていくと思うんですが。どのようにこれを具体的にやっていこうとしていこうとされているのか。今たしか報酬の問題についてパブリックコメントを付しておられると思うんですけれども、この参考指標として関係者との意見交換会の開催実績というのが書いてあるんですけれども。具体的にこういった施策を進めるときに今後どういった形で民間の方との意見交換を実施されていくというご方針なのか、その辺のところについて教えて頂ければというように思います。

それから、47ページ、最後になりますけれども、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進というところでございます。ここでも貸付条件の変更など、中小企業円滑化法の適切な運用というのが1つの大きな柱になっているわけでございますけれども、多分地域密着型というのは恐らくやはり新陳代謝というか事業再生、そういった取組みも非常に重要だと思っております。企業が再生可能かどうかというのが円滑化法の1つの運用

の基準になっているとは思いますが、やはり今の経済の状況を考えると、やはりその再生を促していくということも極めて重要なリレーションシップバンキングの1つの柱だと思います。ややそういった側面が、例えば参考指標とかを見ていると必ずしもはっきりしていなくて、やはりこういった取組み自体も並行的に進めていくということが必要なのではないかと、思うように思っております。

以上でございます。

○片田座長 ありがとうございます。

今までに3名の委員の方々から10項目程度のご発言がございましたけれども、ここで一旦区切りまして、金融庁当局側からご発言をお願いしたいと思います。順次挙手してお願いします。

○白川国際室長 総務企画局総務課の国際室長をしております白川でございます。3名の委員の先生方からいずれも国際関係についてコメントを頂きまして、ありがとうございます。

まず、15ページについて国際的な金融監督のルール策定への貢献の部分で頂きましたコメントについて、私どもの今の考えているところを申し述べさせていただきます。

まず、ちょっとこの表現ぶりが十分ではなかったのかもしれませんが、私どもの意図といたしましては、今金融市場、規制の改革が急ピッチで国際的に進められているということで、その際に積極的に貢献するのは当然といたしまして、その際に我が国のマーケットの実情ですとか金融機関の実情ですとか、これらを十分踏まえたルールが実現できるよう努力をしてまいりたいというふうに思っております。その評価の測定指標についてはなかなか難しいところがございまして、今ここに書いてあるようなことになっているんですけれども、実態としましては、いろいろ総合的に議論を行っている中でその結果としていろいろな基準が決まってくということでございます。もちろん、この基準については日本が提案したから通ったんだということは、エピソード的には幾つか説明することは可能でございますけれども、定量的にこの何分の1が日本の提案でそれ以外はほかの国の提案だというほどきちんと分けてお示しできるかというところはちょっと難しい部分があるかもしれませんが、何らかの工夫ができないか考えてまいりたいと思っております。

「受身ではなく」という表現についてご指摘がございました。私どもとしてはいわずもがなでございますけれども書かせて頂いたということで、これについてもちょっと受け止めさせて頂きまして、これをそのまま載せるかどうか考えたいと思います。

翁委員からは、戦略的に対応していく際にマクロブルーデンスの観点といいますかマクロ経済との関係を十分踏まえて対応することも大事というご指摘を頂きました。私どもとしてはま

さに今回の規制改革がマクロ経済に与えるインパクトを十分考慮して規制を策定すべきだということを常々申し上げておるところでございまして、引き続きその立場で臨んでまいりたいと思っております。

それから、17ページのアジアの金融資本市場の整備ですとか、日本の企業への支援の部分についてもコメントを頂きました。これにつきましては、現在政府で策定中の成長戦略の中でもこのアジア経済戦略というのが非常に重要な柱になっておりまして、私どもとしても金融の面のできることをできる限りやっていきたいというふうに考えております。

2つの面があると思うんですけれども。1つが、アジアの金融市場の自由化開放の促進ということで、この面については2国間の協議ですとかWTOの交渉、それからEPAという自由化の交渉、これらをできる限り有効に活用いたしまして、日本の金融機関がアジアにおいてより積極的に事業展開ができるような環境支援を行いたいと思っております。その際に、島崎委員からご指摘がございましたとおり、ただ単に日本の金融機関がアジアの他の国に事業展開をして自分の収益を高めるというだけではなくて、その際に日本の事業会社に対するサービス提供といいますか日本の事業会社と金融機関がともに事業展開がスムーズに進むような形で進出ができるようなことが一番大事だなというふうに考えておるところでございまして。特にメガバンクが増資をして、その増資の理由としては新しいアジアへの事業展開を理由にしているところがかかなりございますので、その意味からも私どもとしてはそういう邦銀のアジアへの事業展開が日本の企業にとっても役に立つようになるように見守ってまいりたいと思っております。その目標設定を金融監督の面で何か数値目標が設定できるかというところはちょっとかなりの工夫がいるのかなというふうに思っております。

それから、富田先生からは官民連携の必要性についてご指摘頂きまして、おっしゃるとおりでございまして、今申し上げた市場開放における政府側の努力に加えて、もっとインフラ面で金融市場の制度整備ですとかインフラ整備の面でも、金融庁として何か貢献できる部分があるのではないかとこのように考えておりまして、そういう面でも努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○片田座長　ありがとうございました。

中小企業金融についてお二人からご発言がありましたので、お願いいたします。

○畑中監督局長　中小企業金融につきまして、富田先生から、保証協会との関連あるいはリレバンとの関係についてご指摘がございました。今回の円滑化法にあわせて条件変更対応保証と

いう制度を中小企業庁に新設をして頂きました。これは責任分担で4割を保証協会に保証して頂くということでございましたが、この制度に頼ることなく、条件変更については当事者である金融機関が自助努力でできる限り柔軟にやって処理をしてほしい、例外的に信用保証協会の門をたたくと、そういう位置づけにいたしました。過度に担保保証に頼らないということの1つの実践だと思っております。

それから、100%のいわゆる緊急保証の問題と、これがリレバンにどういう影響を及ぼしているかという点は、前回もご指摘を頂きました。これもやはり過度に担保保証に頼らないということからすると、第三者の保証に依存してというのは本来あまり好ましい姿ではないと、まさに緊急保証ということで、緊急事態での保証、対応ということで取り入れられておりますので、やはり基本はメガであろうが地銀であろうが、自らのオンリスクで目利き能力を発揮をして、相手を見極めて貸していくというのが本来の姿だと思います。

ただ、これが地域におけるリレバンの進捗を大きく妨げているかどうかという点についてはこれはなお議論があるところだと思いますが、私どもとしましては100%の保証がついている場合には相手方の信用リスクがないわけですから、その分金利を理論的には下げられると。そういう形で市場原理を働かせて頂くことによって、やはり要は金利の水準だけではなくて提供するサービス全体の質が問われるというようなところで勝負をして頂きたいなと思っております。実態としてもこの緊急保証の利用状況というのはかなり一巡感が出てきております。これからはまさに各金融機関がどういうサービスを個別の企業にしていくかということが試されてくると思います。

その関連で、翁先生からリレバンの1つの柱は再生だというご指摘がございました。まさにご指摘のとおりだと思っております。そういう意味で、この貸出条件を変更するという側面に光を当てた場合には、改善計画あるいは再生計画をどうつくり上げていくか、その局面で各金融機関がいわゆる目利き能力だけにとどまらず、いわゆるコンサルティング機能といいますかいろいろなノウハウを注いで頂いて、実現可能な再生計画をつくってもらうということが非常に重要だと思います。また、具体的なツールとしては再生協議会との一層の連携でありますとか、再生ファンド、こういったようなものの活用をテコにして、企業の再生ということに十分目配りをするように、監督行政上もリレバンの大きな柱として今後とも指導をしていきたいというふうに考えております。

それから、中小企業のお話ではないんですけれども、翁先生からオフサイトモニターの現状なりレベルアップをどう考えているかというご指摘がございました。これは従来の取組みに加

えまして、今特に考えておりますのは、やはり各金融機関に関するデータの質をもっと向上させるなり頻度を高めるような形でデータベースの充実とそれを共有するということがまず大事だということで、システムの組み立てを始めております。それをベースにして、各金融機関にとっての経営課題をきちっと抽出するというのが大事であり、これは金融機関によってそれぞれ違って来るわけですが、これをきちっと認識をするというのが2番目のステップだと思っております。それを踏まえて、相手方の金融機関との日常的なヒアリングとかモニタリングをどうやっていくかということになると思います。

この3点目に関しましては、今年からグローバルに活動している大きな規模の金融機関、銀行・証券ですが、そういったところについて先方のトップの方と私ヘッドの金融庁部隊とでかなり突っ込んだ議論をこの間から始めております。

それからもう1つの取組みは、同じようにグローバルに活動する銀行・証券について、監督局と検査局と証券監視委員会の常にそのグループを見ている人間がグループを結成しまして一緒にヒアリングを行ったり情報交換をするということを始めたとところでございます。

あわせて、特に海外で活動している金融機関については、海外の情報が大事になりますので、各国規制当局との情報交換というのを今年はさらに力を入れてやっていきたいと思っております。

以上です。

○片田座長 あと、公認会計士試験の件ですね、それからコーポレート・ガバナンスについて、翁先生からの指摘、金融ADRの問題、お答え頂きたいと思います。

○内藤総務企画局長 総務企画局長の内藤でございます。総務企画局、私どものほうからお答えできるものについて、今座長からお話が合った論点が主なものだろうと思いますが、お答えしてまいります。

まず、公認会計士試験についての受験生の意識改革についての努力をやっているかどうかということで、島崎委員のほうからのご指摘がございました。この点については、昨年から関係者を集めました意見交換会というのを昨年のちょうど前半にいろいろ議論をいたしまして、その中でやはり一番の問題意識はこの公認会計士試験に合格したけれども、監査業界に思うように就職ができないと、就職ができなければ実務経験というものをこなすことができないので、最終的な公認会計士登録ができないという、この大きな問題が今浮上しております。

他方、公認会計士制度というものを新しい試験制度を実施しておりますけれども、その中で監査業界のみならず、経済界にも幅広く求められるそういう人材育成をしていくべきであると。

ただ、現状が必ずしもそうっていないということが意見交換会でも相当強く出されました。それを踏まえて、まず一番基本は、広報で、受験生も当然試験を受ければ公認会計士になるというその道をすべてと考えている受験生が非常に多いものですから、必ずしもそうではないと。経済界にも門戸は開かれているということを経済界にもあるいは金融界にも呼びかけまして、そういった形でこの採用面接に当たるときにも呼びかけるなり、あるいはまた門戸をできるだけ広くしていく、そういう工夫をお願いをしてまいりました。

それから、先ほど島崎委員からございましたような、大学での講演ということについては後でまた公認会計士監査審査会のほうでも付言をしてもらえればと思いますけれども、受験生に対する意識の改革ということについては、一番効果的なのは、試験が終わったところで受験生を集めて、あるいは合格者を発表したときに集めて、今後実務経験、そして実務補習というものを受けなきゃいけませんので、その段階で実務経験というのは必ずしも監査業界に勤めるということだけではないよということを意識されるよう努めたわけです。今後こうしたことは引き続き継続していくべき大事な課題だというふうに思っております。

それから、翁委員からご指摘ありました金融ADRの点でございます。これは最近の例で申し上げますと、金融商品取引業者の2種業者中心に、一種業者は日本証券業協会が認証ADRということで既に活動しているわけですが、二種商品業者についてのそういった投資家保護の受け皿がなかったということで、最近、認定投資者保護団体という形で立ち上げたわけがございます。

金融ADRはご承知のお話のとおり、昨年法律で成立をいたしまして、今年の4月1日に施行ということになっております。10月1日からは行為規制も施行ということになり、完全施行ということになります。各種各業界の投資家保護を図る、そういう仕組みというのは相当でき上がってきておりますけれども、金融ADRが発足をいたしますと、法律的な根拠を置いて、仮にトラブルがあるというときには業者は必ず義務的にそのプロセスに入らなければならないというのが非常に大きな拘束といたしますか、そういった形になりますので、そのトラブル、処理のプロセスというのが非常に透明性が高まるというふうに考えております。今後はできるだけ早くこのADRを立ち上げていきたいというふうに考えております。既に各業界からは技術的なところも含めて問い合わせもあり、準備作業に入っているというふうに承知をしております。

いずれにいたしましても、そういったところについてもう少し現状をわかりやすく書くべきであるというご指摘については工夫をしたいというふうに思います。

それから、スタディグループ報告の関連で、これも翁委員からご指摘があったところございまして、コーポレート・ガバナンスの取組みですね、これについて具体的にどうしようとしているのか、あるいは関係者との意見懇談等をどういうふうに今取り組んでいるのかというところでございます。これは東証が取り組むべき東証の取引所規則というものについては段階的に実施をしてきております。私どもの分野でいいますと、開示府令の関連でございまして、この2月に府令案を出しまして、例えばコーポレート・ガバナンスの体制の問題、それから議決権の行使の問題、それから株式保有の状況。それらはコーポレート・ガバナンスに極めて重要ですが、中でも最近話題になっておりますのが役員報酬の開示という問題でございます。これらについては3月15日にパブリックコメントを締め切らせて頂きまして、これを精査いたしまして、最終的に決定をしたいというふうに考えております。

意見交換といえますと、すでにパブリックコメントを行いましたし、また、その以前においてもスタディグループの関係者の方々を中心にご意見をお伺いした上でパブリックコメント案として提案したわけでございます。今後はこれらが円滑に定着していけるよう、寄せられたパブリックコメントを含め、関係者のご意見を聞くべきものは聞くと、こういう形で対応をしていきたいというふうに考えております。

○志村総務試験室長 先ほどの島崎委員からのご指摘の公認会計士審査会で行っております大学に対する講演会の実績を簡単にご説明させていただきます。平成21年1月以降で今のところ大学に対しては16校、高校に対しては3校しかなるべく講演会を今まで実施してきております。

○片田座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、今度は田辺先生、お願いいたします。

○田辺委員 3点ほどコメントでございます。1つは、全体的な印象であります。この金融庁の評価というのを長らく見せて頂きますと、非常に金融市場の状況というのが変化している。例えば大分昔ですと不良債権の処理とかいうのが非常にプライオリティが高いものでしたし、それからその後ですと通常への復帰みたいなことが言われて。それにあわせて全体の政策体系であるとか、それから評価のフレームをどういうふうに対応させていくのかということが若干気になっていたところでございます。今回はそれに加えて、政権が変わるということに伴うある種の政策上のプライオリティの変化に対して、この評価フレームがどう対応するのかというところが1つ着目点であったわけであります。

基本的な対応は基本政策であるとか施策目標、それから施策というところは基本計画のところをいじらずに、むしろ主要な事務事業というところに入れ込む形で政権のプライオリティに

対応して、もしくは吸収しているということなんだろうと思います。それは全体のフレームというのは市場の動向、それから政権の動向にあまり影響されずに基本的な方向性というのは定まっているものだということで、それはそれで1つ重要な方針だと思いますので、それは評価したいと思います。

他方で、政権の側から非常にプライオリティが高いと入れていたものを今年度どういう形でそれに対応したのかというのがこのやり方だとなかなか見えないんじゃないかなという感じがしております。例えば、中小企業の金融円滑化法というのが22年度に初めてという形で運用できる。このところで、例えばリレーションシップバンキングのほうに落とし込んだところでは非常に多くの測定指標が並んでいまして、それがどう対応したのかということが見えることにはなっております。他方でⅠの1の(1)のところで、オフサイド・モニタリングで、つまり監督局でこの課題に対してどういうふうに対応したのかというところは参考指標のところは全体としてばくっとしていますので、そこが今年度、何を政権のプライオリティに対して何をしたのかというところがなかなか見えないという感じがしております。

同じことは、改正貸金業法の22年度で最終の完成形態になりますので、そこでどこまでいけばこれが円滑な施行になったのかというところも余りパクッと見えないという感じがしております。

それから、共済事業の規制に関しても、検討を始めるということですが、どこまで進めばうまくいったのかということになるのかというのがちょっと見えないという感じがしております。

参考指標、それから測定目標が基本的にアウトカムで構成されており、それ自体は間違いではないと思うんですが、単年度でこういう形で事業をして、それを適切にエンブリメンテーションするということを見るときはもう少しアウトプットレベルの指標を使って、今年はここまでやりましたというのを見せて、ここまですべてが目標だったという形にしておいたほうが政権のプライオリティにどう応えたのかというところをこの評価フレームの中で見せるという点においてはもう一工夫できるんじゃないのかなという感じがしたというのが第1番目のコメントでございます。

それから2番目は、こういう指標でいいのかなということでございますけれども、基本政策のⅡの1の(1)のところで、測定目標が金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率になって、それが前年度実績よりも向上ということになっております。セキュリティ対策というのは攻撃するセキュリティの状況というのが社会の場でかなり変わってきますので変化はあるんだ

ろうと思いますけれども。ただ、一旦金融機関の中でセキュリティの対策というのがとられれば、翌年度ふいにとらなくなるということはまずないわけでありまして、大体放っておいても前年度実績よりも向上するのではないのかなという感じを持っております。そう考えると、ちょっとこの測定指標の設定の仕方というのは野心が足りないのではないのかなという感じがしているというのが2番目のコメントでございます。

それから3番目は、特にⅡの1の(2)のところの情報提供であるとか相談等の枠組みの充実に加かわるところです。1つは、特に政権が変わってから、広報に対するあり方がかなり厳しく問われているというところは言えるんだろうと思いますけれども、それに対してどういふふうに見ていくのかと、参考指標のところ等を見ていくと、シンポジウム、パンフレット等々、それからウェブサイトというところで余り変化がなくて、かなり実際上広報費用というのは切り詰められているんだと思うんです。それでこういう対応でそのままのアウトカム指標でいいのかなというところが1つわからないというところでございます。

それから、広報関係でいいますと、最後の(2)の④のところの多重債務者のための相談体制等の整備というところで、恐らく貸金業法の規制が最終的に全面施行されるということに伴って、多重債務者が増えたということになったら何の意味もないということになりますので、ここをどういう形で補足していくのかというところが22年度に関しては非常に重要になるのではないかなと感じているところでございます。

具体的に主要な対応の窓口というのは市町村等を設定されているということですし、また、実際に相談に行く人々を考えると一番近い自治体である市町村の窓口というところが主要な取組みになるんだろうと思いますけれども、ここの把握が件数で本当にいいのかなということでございます。逆にいうと、市町村でまだ相談窓口自体を全然設けてないというときに相談件数に頼るよりもむしろ窓口を設けたところというその一歩手前の体制の構築のところにとらえたほうが現実的ではないのかなというような感じがしているということでございます。

以上、3点ほどコメント申し上げました。

○片田座長　ありがとうございました。

それでは、吉野先生、お願いいたします。

○吉野委員　ありがとうございます。まず、全体としてはここ数年アメリカやイギリスですごく金融業が不安定ですけれども、日本は頑然として強いのをつくって頂いたというのは、規制を緩まぬしっかりして頂いたということだとは思っています。後で申し上げますけれども、その反面、じゃあ日本の金融業が強いかどうかというと、海外ではそれほど強くないかもしれない

というふうに思います。

それから2番目は、いろいろ政策を発動して頂くときに、霞が関から見ているとそれはいい政策だと思うんですが、現場の窓口での対応がどうかということも是非効果として見て頂きたいと思います。例えば1例ですけれども、私なんか海外でカンファレンスに出ると送金というのが海外から来るんですけれども、その度ごとに銀行の方が「その13万円何で使われましたか」といちいち来るわけですね。多分あの銀行の方は私がすぐ電話に出るわけじゃないですから何度もかけてきているわけで、そういう実際の窓口の現場である程度フレキシビリティが持つように、霞が関から見た場合、一番の窓口の方とのコーディネーションをお願いしたいと思います。

それから3番目は、いろいろな政策を立てるとき、今の貸金業法なんですけれども、国民的視点で立てなさいというわけなんですけれども、貸金業法は多重債務者を減らすという意味では非常にいい法律だと思うんですが、じゃあ中小事業者とかつなぎ資金をする人にとっていい法律なのか、あるいは所得は少ないけれども資産があるという人は3分の1ですとそれを超してしまう。ですから、国民的視点に立って政策を立てるというんですけれども、じゃあどの国民を目指すのかによって全然政策が違ふと思いますので、是非いろいろな国民がいるということを考えながら、大きな政策をやって頂きたいというのが全体の流れです。

それから、細かいところに幾つか申し上げさせていただきます。1つは、日本のいろいろなところでリスクマネーをだれが提供するかということが大きな視点ではないかと思います。先ほどの中小企業も、それから貸金業の中小企業のつなぎ資金とか、すべてがやはりリスクマネーを提供する主体が日本にほとんどいないということではないかと思います。預金の資金でそういうリスクマネーに対応できるというところはある程度限られてくると思います。ですから、銀行が非常にリスクの大きい中小企業に貸しなさいという無理だと思いますから、そうすると別のチャンネルとして少し地域のファンドとか何かその地域の方々が地元に対してリスクマネーを提供していいんだというそういうチャンネルをつくらないと、なかなかつなぎ資金でも中小企業でもいろいろな問題が起こると思います。全体の流れとしては、預金で集めたお金ではなくて、そうでなくていろいろな地域あるいは日本のいろいろな業種業界の方にお金が行くというのが必要じゃないかと思います。

それから2番目は、ご承知のように大学生の就職のときに今トップ10の機関というのが出ているわけなんですけれども、そのトップ10の中には金融機関が多いわけですね。そこで見て今年の印象なんですけれども、皆さんもご覧になったかと思いますが。じゃあ、なぜそういう

トップ10の金融機関に行きたいかというところの中に安定性とかいろいろなことが書いてあるんですね。その中に国際性、インターナショナルだからというのは1つもなかったわけです。つまり、日本の金融業が国際的に頑張っているから行きたいと思っている学生はだれもいないということなんですね、これは非常にショックなわけです。商社とか製造業だとインターナショナルだから行きたいというのがあるんですけども、残念ながらメガバンクの中にも1つもなかったです。ですから、やはり日本の金融業がどこまで海外に出るか。

ご承知のように、アメリカの経常収支これだけ赤字なんですけれども、彼らは金融収支でその分を補っているわけですね。だからこそ、あんなに貿易の赤字でもやっているわけですから。そういう中で、今なんかもあるんですが、ファイナンスカンパニーの方がベトナムに出たいというわけですね。そういう時にどなたに相談したらいいだろうか。あるいは、決済インフラのことをやっている方々がアジアで展開したいけれどもどういう方々にこういうのをお話ししたらいいのだろうか、そういうことを時々直接お話を伺うんです。諸外国ですとやはりそういうふうに業界の育成ということがすごくありまして、日本はそれがいけないんだと言われてしまったわけなんですけれども、やはり一度考えて直して頂きたいのは、日本の金融業のインターナショナル化、国際化あるいは世界で強くなっていくためにやはり金融庁としてもやるべきところがあるのではないかというふうには思います。これは経済産業省だとそれしかやらないという省庁もありますけれども。

それから、3番目としましては、これはご質問なんですけれども、今後、会計基準とか新しいものが入ってきたときに、その他包括利益というのは金融収支が入ってくるわけなんですけれども、そうしますと製造業とか何かでも金融のことをすごく考えてなくちゃいけないということになるでしょうか。ですから、製造業でプラスでも金融収支でもしマイナスになったときにはその企業はマイナスとみなされると。そうすると、非常に株価に対してマイナスになってくると思うわけです。

ですから、新しい会計基準のときに、金融業はそれ自体ですけれども、そのほかのいろいろな企業に対しても全部影響を与えるのではないかと思います。そういたしますと、日本のように製造業の方というのはこれまでは金融のことをあまり気にしないで事業を一所懸命やられてきたわけですね。そうするとそういうことが全部入ってくるとなると、アメリカやイギリスのように金融業中心のところは強くなりますけれども、日本のように製造業が中心で金融のことをあまり気にしなかった人たちがそういうことも全部見なくてはいけないのではないかと思います。

そういう意味では、国際基準を作るときにそれぞれの国のバックグラウンドがありまして、どういう業種がその大きな企業になっているかというところも違うと思いますので、そういう日本の主張みたいなのも入れて頂くことがこれからますます必要ではないかと思いました。

それから、4番目ですけれども、これは外には言えないと思うんですけれども、万一国債のリスクが増えたとき、そうすると日本の金融機関にもすごく影響すると思います。これまで安全手段だったわけです。それから、住宅ローンだって今までは所得が伸びていましたから、住宅ローンはある程度リスク少なかったわけですから、もし日本がこのままマイナスになるとすれば、住宅ローンだってリスクの資産になってくると思うんです。その大きな構造変化が起こりそうなときにどういうふうに金融行政として事前に打っていくのかということですね。現状では日本の金融機関は貸出しが減っていますから今国債をすごく持っていつてるわけです。このままのレーティングであればいいと思いますけれども、それをフォワードルックに考えたときにどうなるかわからない。そういうときに金融行政というのはどうあるべきかというのをお聞きしたいと思います。

それから5番目は、先ほどデータベースのお話でしたが、少し私もデータのことを勉強しているんですけれども、データベースはそれぞれの金融機関が持っているデータベースと、それからマクロでCRDとかRDBとかいろいろ持っているデータがございます。マクロのデータのいいところは全国ベースで集めているので、個々の金融機関では見れないところが見える。それから今度は個々のものとを比べながらできるというところだと思います。

こういうデータベースは中小企業とかそういう企業に対しては日本は非常に強いと思います。格付けのつくようなあいうS&Pとかムーディーズのところは欧米が強いわけですから、企業ベースのデータ、特に中小企業、中堅企業は日本しかうまく持っていませんので、こういうところが海外にでもうまく出て行って、それでそこが日本の金融が海外に出ていくというようになるときにもうまく使えるようになればというふうに思います。

以上でございます。

○片田座長　ありがとうございました。

それでは、私からも各委員の先生方からご発言のなかった問題、重複しないことを2つ申し上げたいと思います。

まず、政策のⅡの2の（1）の取引の公正を確保し、投資の信頼を保持する市場監視に関連してでございますけれども。このところ金融市場でTIBORとLIBORの乖離が広がっている問題について、この問題日銀マターかもしれないですけれども、一言発言させて頂きたいと思ってお

ります。

通常、短期金利については資金が潤沢にございます日本のほうがユーロ金利よりも安くあるべきなのですが、実は昨年夏以降、TIBORが高くなって、LIBORとその差が広がっていくという非常におかしな現象が続いてきております。現在3カ月もの、6カ月ものともに約0.1%、TIBORが高いのが実態でございます。日本国内における銀行からの企業融資は、ご承知のようにTIBORに一定の利ざやスプレッドを乗せて貸出金利が決まる手法が普及しておりますので、銀行が実勢金利として公表しているTIBORをもとに算出するために、TIBORは貸出金利の利ざやを少し残したいという銀行サイドの思惑が反映しやすいのではないかというふうにさえ思われるわけでございます。

日銀が実施しておられる金融緩和に対しまして、ユーロ市場が極めて素直に反映している一方、日本の市場が言葉は悪いですが、銀行の利益優先で下げ渋っているということになりますと、長期的に日本経済への悪影響も懸念されますし、国際的に見て金融市場の公正さを疑われかねないと思われるわけでございます。

日銀自身はTIBOR金利の低め誘導に尽力しておられるように見えますけれども、今後状況が改善しないようなら、金融庁も広く市場を監督するお立場から一定の役割を果たして頂けないものかどうか、質問兼要望でございます。

参考でございますけれども、1年未満の短期借入れのみならず、3年、5年の長期借入れで金利を固定します場合に、スワップ金利もTIBORやLIBORをベースに決めますので、影響は長期にわたることになります。ちなみに、3月12日、先週末現在、3年及び5年もののスワップ金利はTIBORベースがLIBORベースよりも0.125%高く、これは買い手企業から見ると日本の長期の借入れ金利がユーロよりもこの率で高く推移するということになるわけでございます。少しお門違いのお話かもしれませんが、よろしくお願いいたします。

もう1つは、企業の実務の立場から極めて実務的な問題でございますけれども、昨年6月に企業会計審議会から国際会計基準の取扱に関する意見書、いわゆる中間報告が公表されまして、その後経済界ではにわかにこの国際会計基準に関する関心とともに不安も高まったというふうな状況でございます。

不安の理由は2つございまして、そのうちの1つは、国際会計基準における原則主義に対する不安でございます。この原則主義にする対応を企業と監査法人の個別対応に任せてよいものかどうか、私は監査法人がもう少し指導的役割を担うべきではないかと考えております。

もう1つは、国際会計基準の適用対象を何にするかということに対する不安でございます。

適用対象を上場企業の連結財務諸表の適用にとどめるか、あるいは個別財務諸表にまで広げるかということによって企業の負担が大きく異なるわけであります。例えば、減価償却費に関していいますと、日本では税法で定めた耐用年数を使うのが普通でありますけれども、国際会計基準では経済実態に基づいた耐用年数で処理することになります。税法では10年だけれども、実際8年しか使えない場合、まず会計士にこの違いを説明する必要があると思いますが、固定資産すべてにこのような耐用年数の確認、修正作業を行うことは膨大なコストがかかります。もし製造業で減価償却費を税法基準と国際基準の2本立てにするとすると、子会社を含めて原価計算あるいは在庫評価等に非常に大きな影響が考えられるわけであります。

このような不安を解消するために、国際会計基準は投資家向けに必要な上場企業の連結財務諸表に限定して、個別財務諸表には適用しないというようなことを早急に明確にして頂きたいと感じております。

私からは以上でございます。

それでは、当局側から順次ご見解をお聞かせ頂ければと思います。よろしく願いいたします。

○内藤総務企画局長 まず、私どもの総務企画局のほうからお答えすることについて、幾つかの論点を頂きましたのでお答えをさせていただきます。

まず、田辺委員から広報の問題についてご指摘頂きました。これは私どもとして、多重債務者の問題も含めて広報の問題は非常に重要だというふうに考えております。特に新政権になりまして、やはり国民目線でいろいろわかりやすく制度説明をする、そしてまた理解を求める、協力を求めるという指示をその時々において頂いております。例えば、昨年の中小企業金融円滑化法についても大量のパンフレットを各方面に流しまして、その正確な理解、それから、中小企業のみならず、住宅ローンについての条件緩和ということもありますので、そうしたもののリーフレットも作ったわけでございます。これは1つの例でございますが。今後は貸金業法の施行に向けて、これは私どもとしても、まだまだ誤解が多い、まだ十分理解が至っていないと思っております。我々の努力不足というか、反省すべきところも多々あると思っております。これから大いに努力をしていかなきゃいかんという問題だと思っております。これのみならずさまざまな問題がありますので、常に国民目線といいますか、どう理解をしてもらえるかを心掛け、さらにはそこでのご意見を頂くということも含めて、今後相当力を入れてやっていくべき分野だと思っております。

それから、吉野委員からご指摘を幾つか頂いております。この貸金業法の施行に向けて、こ

れはあくまでも個人というものを対象にして総量規制というものを導入すると、これが大きな柱になっておりまして、中小零細企業については基本的には今回の総量規制というものの対象外という位置づけだと理解しております。その実際の運用面において必ずしも明確でないというような問題も我々も認識しておりますので、これらは今後、制度をソフトランディングしていく中で対応していくべき課題の1つではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、中小企業あるいは零細企業の問題ということについては先般の金融円滑化法の成立及び施行、それからそれぞれの制度金融、政策金融という問題もございます。それから、やはり商工ローンといいますかこの機能が持つ独特の利便性というものもありますので、そういった金融についても円滑に資金が流れていくことについて、監督局とも意思疎通を図りながらきちっと対応していくべき問題だというふうに思っております。

それから、リスクマネーについて主体をどうするのか、チャネルをどうするのかという話でございます。これについては、新興市場というものを2000年前後に各取引所が立ち上げてやってまいっておりますが、必ずしも所期のパフォーマンスが得られていないというご意見も頂いております。それから、今年4月1日から大証とジャスダックの合併、そしてマーケットの統合が10月に図られるというような形で進んでおりまして、必ずしも新興市場という切り口でいいのかどうかということはあるかもしれませんが、大証のヘラクレスとジャスダックの統合という形で1つ取引所の再編というものも行われてきます。

その中でやはり、もう一方でTOKYO AIMというのが期待されてスタートしたわけですが、現状のところは残念ながら上場企業がないという現状でございます。これについては、必ずしもマーケットが整備されてないというだけではなくて、いろいろな事情があると思いますので、そのあたりもきちっと我々としても分析をして、何が足りないのかということも考えていかなきゃいかん問題だろうというふうに思います。

特に日本の新興市場の場合には、よく言われますのは、個人投資家が非常に多いと。海外の場合にはかなりの資金がプライベートエクイティであるとか、あるいはベンチャーキャピタルといったところから資本が提供され、一種のプロの資金が入ってくるということがかなり多いわけですが、日本の場合には必ずしもそうではないということも1つの構造的な違いだろうと思います。この問題は今の日本の金融にとり、非常に重い問題だというふうに受け止めておりまして、これは引き続き検討していくべき問題だというふうに思っております。

それから、会計基準についてのご指摘がございました。OCI、つまりその他の包括利益というものの表示を、これを国際会計基準にあわせて導入するというところで、ASBJ、企業会

計基準委員会が先般そういう方向づけを決定し、今後導入する方向で検討しているというふうに聞いております。

このOCIが国際会計基準で入ってきた経緯といいますのは、一方で、吉野先生がおっしゃった点が問題としてあるだろうとは思いますが、株式を持っているあるいは債券を持っているというところで、本業が赤字になってもそういったものを、いわゆる昔でいえば益出しという形で益を出してそれで業績をよく見せるというようなことで、それが株価を維持するということだけじゃなくて、さまざまガバナンスの問題とかさまざまにゆがみが生ずるという問題があったわけでございます。ですから、企業会計というものを企業の業績に即してどう正確にあらわすかという観点でこうした制度が入ってきて、いわゆる本業の収支と金融収支を分けて表示し、それを最終的に合算するということになっているわけです。これとは別の問題として、それをどう読み解くかというところもあわせて、そういった見方というものを成熟化させていくということも、今後、非常に必要とされてくる論点ではないかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、むしろ趣旨は製造業であろうと非製造業であろうと、実態の業績というものをより正確に把握するには、OCIだけで見るということは必ずしも適当ではありませんで、純利益というものも国際会計基準の中でもきちっと残すということが認められたように、そうした形で読み取っていくということかなと思います。

それから、国債とか住宅ローンとかも、今後、リスク性資産になり得る可能性があります、これもいろいろと論点があろうかとは思いますが、やはり質的に高い会計基準でバランスシートに正確にそれを表示するということが、そのリスクというものを認識する重要なツールではないかなというふうに思っております。金融商品会計というのが先般国際的にも合意をされて、日本もそれを当面任意で適用していくというような方向性に今なっておりますので、リスクについても当然ながらそこに反映されてくると思います。

それから、片田座長のほうからご指摘があった点で、企業会計審議会でIFRSの中間報告が出てというところで、一方で不安もあるというご指摘でございます。それで、1つは原則主義がどうかというところでございますけれども。そういったご意見は私どもにも、あるいはASBJにもかなり届いております。IFRICという機関が、これはIASBという国際会計基準をつくる機関の傘の中にあるもう1つの機関でございます、これは会計基準をつくるというよりも解釈指針を出す、そういう機関でございます、こうしたところにも我々が働きかけまして、できるだけ日本の実情を踏まえながら、誤解を解くような形での働きかけを引き続

きやっていかなきゃいかんというふうに思っております。

それから、適用の対象という点については、私どもは連結財務諸表について適用することを考えているわけです。今回は任意適用、2012年ごろにもう一回制度の整備状況や定着状況等を考えた上で、その後、強制適用をするかどうかということを含めてもう一回検討するというのが基本的なロードマップになっております。

それから、日本基準というものをコンバージェンスといいますか国際会計基準に次第に収れんさせることとの関連で、特に上場ではない非上場の中堅以下の企業が、今後の変化やそれに伴うコスト等に対してかなりの不安を持っているというような声が届いております。そこで、この3月に入りましてA S B Jを中心に懇談会というものを立ち上げて頂いております。その中で今後の非上場会社の会計基準、おそらくはより簡素化されたものになるだろうと思いますけれども、それについての今後のあり方の検討が開始されたところです。上場企業とは違うんだというように、少し安心感を与えるような、そういう検討を今後進めて頂くというふうに聞いておりますので、これは是非我々としても協力をしていきたいというふうに考えております。

○木下事務局長 IIの2の(1)ということでTIBORとLIBORの話をなさいました。私ども担当の場所ですので申し上げますが、その問題自体は、直接私ども承知しているというわけではございません。そういうことですので、関連するようなお話を少し申し上げることとしますと、28ページの上のほうに、マーケットにおいて重要となっている新たな金融商品取引について監視をしていくという記載がございます。いろいろなマーケットの間にセグメンテーションといいますか隔壁みたいなものがありますと、それをつなぐ形で新しい商品が出てくるということがございます。それが先般の金融危機において問題ともなったわけですが、一方で、その取引が公正に行われているか、滑らかに行われているかということについても、私どもは常に関心を持って調べているところでございます。

新しいマーケットにつきましても、監視の手法を確立するよう、常に取り組みまして、マーケット関係者の信頼を確保して、滑らかにマーケットの間の裁定が進むように環境整備を努めているところでございます。御指摘についても、何らかこういうところがお役に立つかもしれません。

以上でございます。

○片田座長 ほかに。どうぞ。

○畑中監督局長 吉野先生から幾つかご指摘がございまして、先ず現場窓口の柔軟性というご指摘がございました。私どもまさにそのとおりだと思っております、金融機関も概して申し

ますと、本部とその各支店での問題意識の持ち方に相当ギャップがあることがしばしばございますので、この点についてもあらゆる課題につきまして本店本部が営業現場をきちっとグリップをして頂くということと、さはさりながら、営業現場における自主性をできるだけ尊重するという、やや二律背反なんですけれども、こういったことの注意喚起を今後ともしていきたいと思っておりますし、必要に応じて支店の検査等もそういう観点から見ていきたいというふうに思っております。

それから、国民的視点ということでさっき総企局長から話があったんですが、この視点というのが1つだけというのはまれでございます、そういう意味で私どもは複眼的な視点を持たなきゃいかんと、監督行政においてもそう思っております。かつ、その複眼的な視点というのはそのときどきによって重点が変わり得るわけでございますので、これもしっかり踏まえて適切に対応していかなければいけないというふうに考えております。

それから、リスクマネーにつきまして、中小企業についてお尋ねがございました。これは少しデータをとってまいったんですけれども、新しいビジネスをやる場合に、創業支援事業、こういったものについての融資件数は16年度と20年度の5年間を比べますと約5倍ぐらい増えておりますが、ご指摘のファンドといいますか企業育成ファンドへの出資額というのはこの5年間で2～3割しかふえておりません。金額も少ないものでございますので、これは地域金融機関においても努力の余地が十分あるというふうに思っております。

それからもう1つは、特に首都圏でない地域に所在する金融機関の経営者の方に申し上げているんですけれども、今の企業も昔は中小企業あるいは零細企業から始まっているわけで、最初から大企業はないわけでございます。地元の企業の中でこれはという起業の目を持っているようなところをもっと発掘して育成をして、そこを上場させるというような地道な取組みを是非やってほしいというふうにお願いをしております。これは融資もエクイティも両方でございます。

それから、国債保有リスクなり住宅ローンのリスクについてどう考えるかということでございますが、これはご指摘のとおり私どもも大きな課題だと思っております。こういった投資先あるいは融資先の問題についてはやはり基本的にはリスクを分散すること、それからきちっとリスクを管理するということが日常的に大事だと思いますが、もう少し長い時間軸で各金融機関のビジネスモデルのサステナビリティというものについても踏み込んで金融機関側と議論をしていく必要があるというふうに考えております。

それから、データベースについてマクロベースとミクロベース、これをよく組合せてという

お話がございました。金融機関が保有しているさまざまな金融機関に関するミクロの情報ですとかマクロの情報は先ほど申し上げたとおりなんですけれども、その向こう側にいる借り手やマーケットの情報については、なかなか直接私ども入手するのが困難でございますので、間接金融につきましては特に借り手企業の現場情報というのを私ども自身がやはり汗をかいて、足と耳で収集をしていくというようなそういう努力をさらに深めていく必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、片田座長からTIBORとLIBORの話がございました。これは監督局で申し上げる話では全くないんですがございますけれども、10年前の金融危機のときにやはりTIBORのほうがLIBORよりも高くなると。これは短期だけではなくて中長期も含めて全部高くなるというかなり屈辱的な時期がございました。今回の現象はどういう状況で起こっているのかわかりませんが、例えばこの数値を提供する金融機関がそれぞれTIBORとLIBORで異なっているとか、いろいろな事情があるとは思いますが、私ども日本銀行とはいろいろなチャンネルがございますので、座長のご関心は金融政策を担当しております日本銀行のほうに伝えたいと思っております。

それから、田辺先生からお話ございましたセキュリティの実施率については、総務課長のほうからお答えをさせて頂きたいと思います。

○氷見野総務課長 田辺先生からⅡの1の(1)利用者保護のところの指標として金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率というのが測定指標として十分かというご指摘がございました。ご指摘のとおり、これはかなり狭い指標を念頭に置いておりまして、主な事務事業の中の⑥の偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化フォローアップのところに特化した指標でございます。具体的には、I Cキャッシュカードですとか生体認証キャッシュカードですとかあるいはインターネットバンキングの複数認証の普及度合いとかそういったものを指標にとっておりまして、なかなか死蔵されているキャッシュカードとかがたくさん各家庭の中にあつたりして急に率が上がったりするというものではございません。やや狭い指標でございますので、この測定指標のところだけ見て目標が達成できたかどうかというような評価の仕方をするのではなくて、参考指標のところに出ておりますさまざまな指標をあわせて見ながら目標の達成度合いを考えていくというふうに取り組ませて頂ければと思います。ありがとうございます。

○片田座長 畑中局長から窓口の柔軟性のようなお話がありまして、吉野先生のご質問に対してですね、ちょっと私から非常に俗っぽい話なんですが、ごく最近の私の体験を話させて頂きたいです。

恐らく当局の方々は、株式あるいは投資信託の取引をご自身でやっていらっしゃらないと思うんです。そういう意味で私の先週の金曜日の体験を具体的にお話ししたいわけです。私が外貨建ての投資信託2銘柄を事情があって切り替えようとしたわけです。1つは証券会社、1つは銀行の窓口でございました。私、二、三年前にこの会議で申し上げたことあるんですけども、今、投資家保護の立場でいろいろなルールが銀行で決まっております。私が初めて銀行の窓口で投資信託が買いに行ったときには、私70歳以上でございますので、1回では売ってもらえないんですね。いろいろ外貨のリスク、それから元金保証ではありませんよというリスクを長々と聞かされて、もう一回出直してきてくださいと。場合によるとそのときに法定相続人を連れてきてくれということなんですね。法定相続人は大変忙しくしております、連れていくわけにはいかないの、それは勘弁してくれということで2回目行きましたら、今度は上司が立ち会われるわけです。本当に高リスクの説明をしているかということで。非常にそういうふうな厳重なんですね、銀行の窓口の場合は。

それで、先週の12日の私の体験ですけども、証券会社の場合、Aという銘柄を売りまして、事情があって、ほぼ同額のBという銘柄を買い換えたんですけども、窓口で電話1本で終わりです。ただ、さすがに上司が出てきまして、支店長あるいは部長なんですけども、片田さん、この商品は、通貨のリスク、それから元本保証でないことはご承知でしょうねというから、知ってやっていると、もうそれだけなんですね。ところが、銀行のほうは営業の窓口の方が私のところは来まして、この紙に判を押してくれと。もう一回改めて文書で申し込みですね、そして長々とチェックシートといいますかいろいろなリスクを知っているかどうかということを試されるわけでした。売るほうも買うほうも文書でもう一回判を押して。しかも奇妙なことに、すぐは買えないですよ。売ったほうのお金が入るのが4日後ですね、その入金を確認しないと買うほうは発行しないというふうな、極めて不合理なといいますか、私は銀行の投資の窓販の実績がその後どういうふうに移しているかわかりませんが、伸びるはずがないと思っています。証券会社は電話1本で終わりです。

銀行の場合、もう少し窓口の柔軟性というものを高めていかないと、いわゆる「貯蓄から証券への流れ」が伸びていかないんじゃないかという懸念を強く持っております。

○畑中監督局長　ありがとうございました。

金商法を施行した直後、しばらくの間そういうお話が山のように私どものほうにまいりました。銀行も証券も同じでございましたが、やはり適合性の原則というのは顧客目線で考えるというのが基本でございまして、お客様それぞれのご経験と理解度に応じて商品特性とリスク

の所在をきちっと説明するという事で、そこは現場支店ベースでお客様のそういう個々の状況に応じて弾力的に、要はリスクの所在をきちっと認識をしてもらうということが本質的な目的でございますので、金融庁のほうを見るのではなくてお客さんを見てやってもらいたいということをずっと当時申しました。なおそういう状況が改善されていないということは私どもの監督検査において反省すべきことだと思いますので、ご指摘を十分踏まえまして、そういうことのないようにさらに努力をしてまいりたいと思っております。

○片田座長 ほかにございますか、当局側からのご発言。

○神崎政策課長 総務企画局政策課長の神崎でございます。田辺先生から政策評価全体の枠組みについてご発言がございましたので、一言、担当する課長としてご説明をさせて頂ければと思います。

今回の政策評価の実施計画の策定については、政策の評価に関する法律の中で基本計画、これは計画期間自体が平成20年7月から24年3月ということで、その基本計画の下で各年度の実施計画を策定するという法律に基づく枠組みの中で策定をしたという前提がございます。政権のプライオリティをその中にどういうふうに取り込んでいくかということについては、我々もいろいろ工夫というか苦勞をさせて頂いて、現在のような形の実施計画ということででき上がったわけがございます。その段階では政務三役にもいろいろご指示を仰ぎながらこういう形で作ったということがございます。

今回の政策評価実施計画については各省庁それぞれ試行錯誤というか工夫なり苦勞をしているというふうに伺っておりまして、これはもう恐らく田辺先生のほうがよくご存じのことだと思いますけれども、我々もいろいろな課題がまだあると思いますので、政権全体の方針なりあるいは各省庁の取り組みなどを参考にさせて頂きながら、今回というよりは今後の実施計画の策定などに当たってはさらにどういうことができるか検討をさせて頂きたいというふうに考えております。

具体的な施策として、貸金業の問題とか共済規制についてどのような形で測定するかというご発言もございましたけれども、こういうところについては現在庁内というか政務三役のもとで検討が進められているような施策課題でございまして、なかなか今の段階で具体的な内容を出すことが難しいということもあって、ややよく見えない、はっきり明確な測定指標を立てられないというところはございます。

こういう問題につきましては今後、例えば政策評価の中でどういう形で達成度合いを測定するか、事後的な形で工夫するなり、今後の実施計画でどういうふうにしていくことができるの

か、そういうところもまた引き続き宿題として、田辺先生ほか委員の方々からいろいろご指導を仰ぎながら考えさせて頂きたいと思います。

○片田座長 ありがとうございます。

ほかにございませんようでしたら、最後に長官のほうから一言。

○三國谷長官 長官の三國谷でございます。

本日は高い観点から幅広いご指摘を頂きまして、誠にありがとうございました。きょう頂きましたご指摘を今後の施策に反映させていくべく努力していきたいと思っております。

何点か申し上げたいと思いますけれども、ちょうど今ごろはリーマンショックが起きてから18カ月目、1年半経過したわけでありまして。そういったしてみますと、1年前はどうであったかと。またこれを10年前にさかのぼりましても、今度は日本の前回の金融危機の直後ということでありまして、さまざまなことがあったなということを思い返すわけでありまして。

こういった金融クライシスが発生したときに、最初はまずどうやって原因究明するか、あるいはとにかく緊急的にこの状態からいかに全体の崩壊とかを防ぐかという、こういう局面から、だんだんこれを再発しないためにはどうしたらいいかという段階、その次には、それもさることながら将来のインフラをどうしたらいいのかという段階に、さまざまな段階に移行していくかと思っております。今ちょうどそういった3つの要素、過去のクライシスを引きずりながらどうやって再発を防止するか、あるいはどうやってインフラをこしらえていくかといことが3つの潮流がちょうど入り混じっている状態かと思ひまして、まさしく考えてみれば日本の過去の10年間はそういうことを繰り返してきたのだなという感じもしているわけでありまして。

そういった中で、金融行政には、やはり行政全体、政策全体かと思ひますが、変わっていく部分と変わらない部分があるのだと思ひしております。基本的に、ここに書いてあります金融庁の任務、金融機能の安定あるいは預金者、契約者の保護、それから円滑な金融、こういったことについては普遍の課題かと思ひおりまして、こういったことにつきましては広く国際金融から地域金融に至るまで、地道に着実に取り組んでいくことが必要かと思ひしております。

そういった中で変化する部分ということを考えてみますと、金融だけが変化するというものではありませんでして、実態経済とともに変化していく部分というのが大きいのだと思ひます。今回の金融混乱を受けて、これから日本がどれくらい変わっていくのかという世界とのかかわりあい方、それから、さらに言えば少子高齢化というトレンド、それから私個人としては、地方の出身ということもありますが、これからの日本の問題は国際化と高齢化だと言われたときに、もう1つ地方の問題というのがあるんじゃないかとずっと個人的に思ってきたわけであり

ますが、今まさしくそういったことが織りなしているのかと思います。

そういった中で、やはり制度と運用両面から我々努力していかなければいけないと思います。今回の金融混乱を見ても、いろいろな事象が起きますけれども、バブルというのが姿形を変えて起きるとすれば、1つのことが起きたのでそれに対する対応をするだけでは不十分でありまして、制度も大事であります、検査、監督あるいは運用、こういったものも大事だと思っております。

そういった中で今日この政策評価をご審議頂いたわけでありましたが、1点この金融庁の政策評価というのは特に評価の段階で事業官庁とは異なるところがありまして、金融庁は事業官庁でないものですから、例えばこういったものの予算をどれだけやってどれだけのものをつくったとかそういうことにはなかなかなじまない、どうしても定性的なところがあります。一方で、できるだけ定量的な評価もしたらいいということで、この両方をどうやって組合せてやるかということで先ほど政策課長が説明したようなことを今後とも工夫しながらやっていきたいと思っています。

また、もう1つ、金融庁の政策評価の場合に非常に難しいのは、制度をつくったらつくったことをどう評価するかと。一部の考え方には制度はつくっても使われなければ意味がないという評価基準はあるんですが、セーフティネットなんていうのは作って使われないのが一番いいわけでありまして、やはりそういうのをどう評価するのか、どうしてもそういう定性的な要素が入りますので、そういった中で今後とも今後頂きましたご指摘を十分踏まえながら対応していきたいと思っております。

そういった中で最後いろいろな潮流の中でいろいろなご意見として、金融政策にかかわる部分あるいは産業政策にかかわる部分につきましてもご提言を頂いたと考えております。これと金融庁とのかかわりということでございますが、これは要すればコラボレーションの話かと思っております。実はリーマンショック以降というのは私どもと、金融政策をつかさどる日銀、あるいは産業面を所管します中小企業庁でございますとか経産省とかと本当に連携しながら、それぞれの立場でいろいろな施策を共同して行ってきたというそういうことがあったかと思えます。ただ、それが、どうやって崩壊を防ぐかという過程のものでありましたが、むしろこれから先はさらに前向きにどうやったらより日本の経済産業とか金融とかそういったものが強くなるかという視点から、また関係省庁とはこれからも密接に連携していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そういった点を踏まえまして、本日頂きましたご指摘、我々いろいろ人の表現方法はみんな

違うんでございますが、考えながら今後の行政に役立てていきたいと思いますので、今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

○片田座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局におきましては本日の会議で各委員の皆さん方から頂いたご意見を踏まえて、必要に応じ修正を行い、22年度の実施計画をとりまとめて頂きたいと思います。

終了の時間でございますが、最後に事務局より連絡事項をお願いいたします。

○河内政策評価室長 ご議論ありがとうございました。

頂きましたご意見のうち修正に係る部分につきましては、長官からもお話ありましたように、内部で検討の上、必要に応じまして委員の先生方にご説明をさせて頂いた上で、今月末を目途に計画をとりまとめ、公表させて頂きたいと考えております。

あわせまして、本日の議事録及び議事要旨につきましては、お手数ですが、後日事務的にご確認をお願いすることになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○片田座長 それでは、これで会議を終了したいと思います。

どうもご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

午後4時17分 閉会